

行政手続法第6条の規定による中部近畿産業保安監督部長の処分に係る標準処理期間

H24. 9. 19

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
ガス事業法第37条の2に基づく簡易ガス事業の許可（次に掲げる場合を除く。）	4週	4週
ガス事業法第37条の2に基づく簡易ガス事業の許可（一般ガス事業者の供給区域内であって「一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領（11資公部第359号）」のうち軽微な事案以外の事案を適用するものに限る。）	2月	2月
ガス事業法第37条の7第1項において準用する第8条第1項に基づく簡易ガス事業の供給地点群ごとの供給地点及びその数の変更許可（次に掲げる場合を除く。）	4週	4週
ガス事業法第37条の7第1項において準用する第8条第1項に基づく簡易ガス事業の供給地点群ごとの供給地点及びその数の変更許可（一般ガス事業者の供給区域内であって「一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領（11資公部第359号）」のうち軽微な事案以外の事案を適用するものに限る。）	2月	2月
ガス事業法第37条の7第1項において準用する第10条第1項に基づく簡易ガス事業の譲渡し及び譲受けの認可	2週	4週
ガス事業法第37条の7第1項において準用する第10条第2項に基づく簡易ガス事業者である法人の合併及び分割の認可	2週	4週
ガス事業法第37条の7第1項において準用する第13条第1項に基づく簡易ガス事業の休止又は廃止の許可	2週	4週
ガス事業法第37条の7第1項において準用する第13条第2項に基づく簡易ガス事業者である法人の解散決議又は総社員の同意の認可	2週	4週
ガス事業法施行規則第21条第1項第1号及び第2号に基づく熱量等の測定場所等の指定	1週	2週
ガス事業法施行規則第21条第1項第3号に基づく熱焼速度が一定範囲であることの承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第21条第2項第1号に基づく熱量、熱焼速度等が一定範囲であることの承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第29条第1項に基づく硫黄全量等が一定数量以下であることの承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第33条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第52条第2号に基づくガス工作物の一部使用承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第57条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認（使用承認）	1週	2週
ガス事業法施行規則第57条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認（非常の場合）	1週	2週
ガス事業法施行規則第88条において準用する第21条第1項第1号及び第2号に基づく熱量等の測定場所等の指定	1週	2週
ガス事業法施行規則第88条において準用する第21条第1項第3号に基づく熱量、熱焼速度等が一定範囲であることの承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第88条において準用する第21条第2項第1号に基づく熱量、熱焼速度等が一定数量以下であることの承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第95条第1号に基づく特定ガス工作物の一部の使用承認	1月	2月
ガス事業法施行規則第97条の8において準用する第33条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第97条の8において準用する第52条第2号に基づくガス工作物の一部使用承認	1月	2月
ガス事業法施行規則第97条の8において準用する第57条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認（使用状況）	1月	2月

ガス事業法施行規則第97条の8において準用する第57条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(非常の場合)	1月	2月
ガス事業法施行規則第99条において準用する第33条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第99条において準用する第52条第2号に基づくガス工作物の一部使用承認	1月	2月
ガス事業法施行規則第99条において準用する第57条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(使用状況)	1月	2月
ガス事業法施行規則第99条において準用する第57条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(非常の場合)	1月	2月
ガス事業法施行規則第104条第2項において準用する第33条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	1週	2週